「都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」について

平成21年2月15日 国 土 交 通 省

1, 概要

景気が急速に悪化し、企業の資金繰りが厳しくなっている中で、民間都市開発事業の立ち上げを下支えすることにより、都市再生・地域再生の円滑な推進を図るため、民間都市開発推進機構(以下「機構」という。)による優良な民間都市開発事業への金融支援手法の追加を行う。

2, 内容

(1)都市再生事業支援業務について

都市再生緊急整備地域において行われる、都市再生事業に係る機構からの金融支援手法としては、現在都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第29条第1項第2号及び同施行規則(平成14年国土交通省令第66号)第5条において、認定事業者に対する出資及び当該認定事業者が発行する社債の取得等が規定されているところである。

本省令案は、景気が急速に悪化し、企業の資金繰りが厳しくなっている中で、民間都市開発事業の立ち上げを下支えすることにより、都市再生・地域再生の円滑な推進を図るため、都市再生緊急整備地域内における機構による新たな金融支援の手法として、認定事業者から認定建築物等に係る信託受益権を取得し、当該信託受益権の管理及び処分を行うことを目的とする法人への出資及び当該法人が発行する社債の取得を追加することとするものである。

(2) まち再生支援業務について

都市再生整備計画区域内において行われる、都市再生整備事業に係る機構からの金融 支援手法としては、都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び同施行規則第26条に おいて、認定整備事業者に対する出資等が規定されているところである。

本省令案は、景気が急速に悪化し、企業の資金繰りが厳しくなっている中で、民間都市開発事業の立ち上げを下支えすることにより、都市再生・地域再生の円滑な推進を図るため、都市再生整備計画区域内における機構による新たな金融支援の手法として、

- ① 認定整備事業者が発行する一定の劣後特約付社債の取得
- ② 認定整備事業者から認定整備建築物等を取得する法人が発行する一定の劣後特約付社債の取得
- ③ 認定整備事業者から認定整備建築物等に係る信託受益権を取得し、当該信託受益権の管理及び処分を行うことを目的とする法人への出資及び当該法人が発行する一定の劣後特約付社債の取得

を追加することとするものである。